

平成26年10月1日

お客様各位

東山口信用金庫

「自己宛小切手」利用による特殊詐欺等被害防止策の実施について

当金庫では、現金お持ち帰りによる特殊詐欺等被害防止のため、ご高齢のお客様が高額現金のお持ち帰りを希望される場合、「自己宛小切手」のご利用をお勧めしますので、下記のとおりお知らせ致します。

記

1. 対応

高額現金持ち帰りを希望されるご高齢のお客様に対し、「自己宛小切手」のご利用をお勧め致します。なお、「自己宛小切手」の発行手数料は無料と致します。

【自己宛小切手をお勧めする理由】

「自己宛小切手」とは、金融機関が自らを支払人として振り出す小切手のことです。

「自己宛小切手」には線引をしますので、小切手の所持人は取引のある金融機関でしか現金化することが出来ません。従って、万一振り込め詐欺などの特殊詐欺の被害に遭っても、「誰がお金を受け取ったか」が明確となることから、被害防止に役立ちます。

また、紛失や盗難に遭った場合でも被害を防ぐことができ、多額の現金を持ち歩く必要がないことから、防犯対策にもなります。

2. 取扱開始日

平成26年10月3日（金）

以上

※本件に関するお問い合わせ等は、お取引の営業店または事務部（TEL 0835-23-4031）へ、ご連絡をお願い致します。